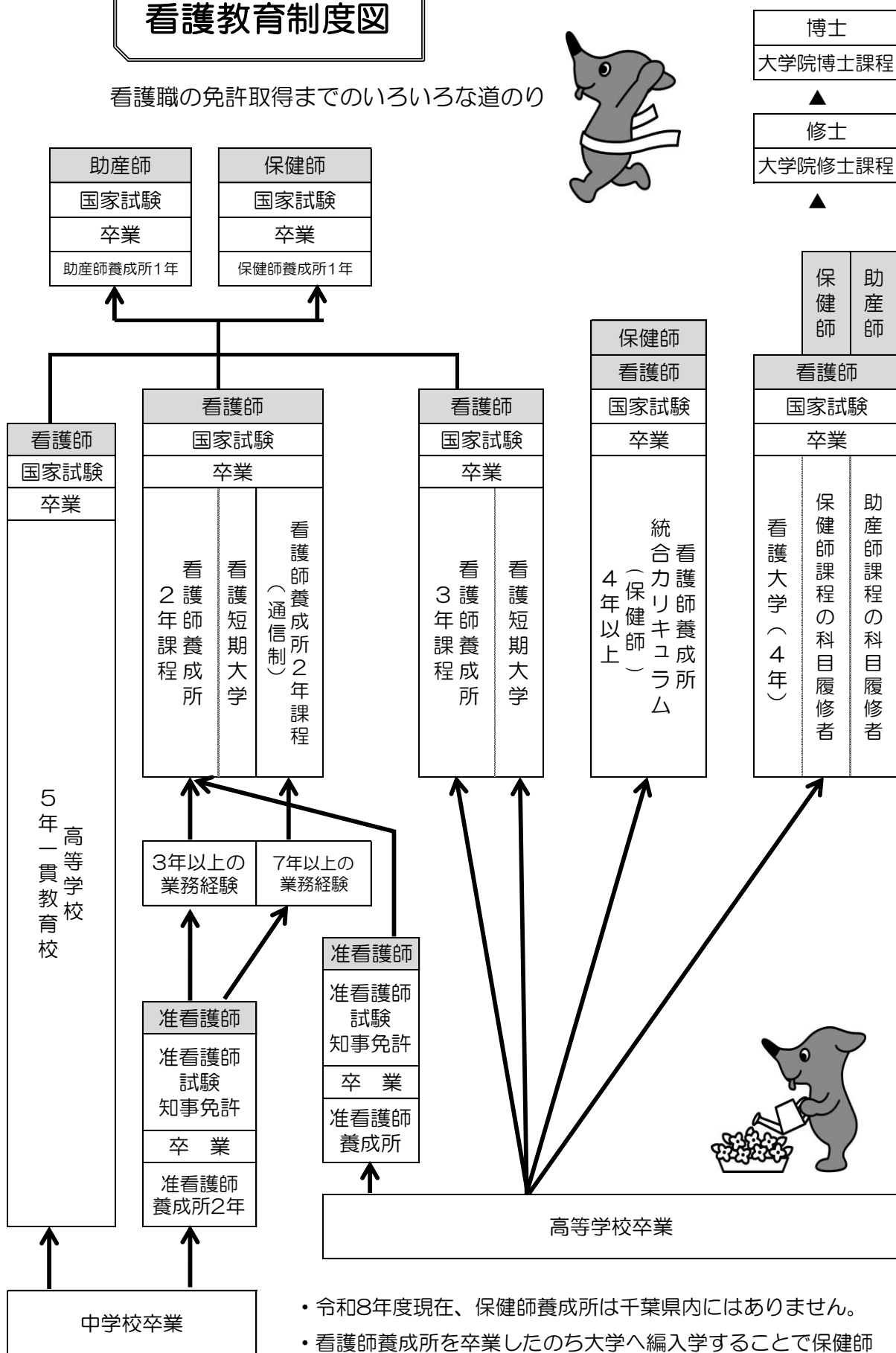


看護教育制度図

看護職の免許取得までのいろいろな道のり



- ・令和8年度現在、保健師養成所は千葉県内にはありません。
- ・看護師養成所を卒業したのち大学へ編入学することで保健師免許を取得することができます。
- ・令和8年度現在、看護短期大学（3年課程・2年課程）は、千葉県内にはありません。